

平成30年

第8回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

平成30年 第8回教育委員会（定例会）会議録

期日：平成30年7月20日（金）

開会：午前10時00分

閉会：午前11時25分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 平成30年第7回（6月定例会）会議録の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第57号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第6 [議案第58号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第7 [議案第59号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第8 [議案第60号] 上天草市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第9 [議案第61号] 上天草市学校給食食物アレルギー対策委員会設置要綱の制定について

日程第10 [議案第62号] 上天草市通学路交通安全推進会議設置要綱の制定について

日程第11 [議案第63号] 上天草市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について

日程第12 [議案第64号] 就学する学校の変更承認について

日程第13 [議案第65号] 就学援助の認定について

日程第14 諸報告

2 出席委員

高倉利孝（教育長）、山下勝一（委員）、古川佐奈江（委員）、濱崎千賀子（委員）、栢本修吾（委員）

3 欠席委員

なし

4 議場に出席した者

中文近（教育部長）、赤瀬耕作（学務課長）、中田清治（社会教育課長）、田崎正明（教育審議員）、中田光治（学務課長補佐）、原田和久（社会教育課長補佐）、千原博勝（学務係長）、渡辺龍也（学務主幹）

5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項以下のとおり

開会 午前10時00分

○教育長（高倉利孝君） おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、これより平成30年第8回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長（高倉利孝君） 日程第1、「会議録署名委員の指名」を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に濱崎委員及び中田学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 第7回（7月定例会）会議録の承認について

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第2、「平成30年第7回定例会の会議録の承認について」を議題といたします。みなさんには会議の案内といっしょに配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第7回の委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長の報告

○教育長（高倉利孝君） お手元の資料をご覧ください。6月23日、24日、天草郡市中体連がございました。雨の為に延期になった種目もございましたが、一応終了しております。県大会出場は、大矢野中の女子ソフト、大矢野中、維和中の女子バレーボールが団体が優勝いたしました。明日、県大会が行われます。個人ではソフトテニス、柔道、空手等に出場する選手がおります。明日、菊池方面に応援に行く予定でございます。前年は女子バレーボールの準優勝と優勝の2チームが出場しておりましたけれども、本年度は1チームしか出場できないということで、バレーボールは大矢野中、維和中の合同と姫戸中が決勝戦に残りましたが、姫戸中が行かれないということになりました。大変残念でございました。それから7月3日、教科書研究員会がございました。第4回となっております。4人の先生方によって来年度使用の中学校道徳の教科書、8社の調査結果報告を受けています。それを受けまして7月10日、17日、同じく教科書選定委員会、これは5人先生方によって3回行われまして、3社に絞り込みさらに1社に選定してございます。そして今日、案内状が届いていると思いますが、臨時教育委員会議で採択していただくことになっておりますのでよろしく願いいたします。それから6月27日、中北小経営訪問。7月2日、上小経営訪問。7月9日、維和中経営訪問。7月11日、松島中総合訪問。4回学校訪問が行われております。その前には龍ヶ岳中学校の総合訪問がございましたので、この1学期間には5校の学校訪問が済んでおります。委員の皆様にはご協力ありがとうございました。特に校長先生を中心に意欲的に取り組んでおられる学校もございましたれば、課題を抱えその対応に努力しておられる学校もございました。委員会といたしましても課題のある学校に対しましては、連携を密にしながら指導、助言をしていく方針でございます。7月14日、青少年育成市民大会、社会を明るくする運動推進大会、人権講演会が合同で開催されました。委員の皆様にはご出席いただきありがとうございました。次に7月17日、上天草地区学校等警察連絡協議会全体会が行われました。市内の小中学校、高校の校長先生方の出席のもと開催されました。予定されました議事進行の後に、テレビで放送されました「奥田小学校の事件」を拝見し、犯人は正門で取り押さえられましたけれども、あの時警察からまず学校に刃物を持った男がいるので児童の下校を見合わせてほしいと連絡がありまして、その連絡を受けて学校が取った処置が1階をすべて施錠し、児童を体育館に全員避難をさ

せて、出入り口で職員が警備にあたったという報道がなされていました。この件について学校の処置としてどうだったろうかという校長先生方もそういう疑問をお持ちだったのだらうと思ひまして警察の署長さん及び課長さんあたりに学校のとった処置についてご判断を仰ぎましたところ、「処置はよかったですらう」ということで、一堂に体育館に集めたということはよかったですらうということでした。今後の不審者に対して学校が取るべき行動という一つのお手本になったかなと思ひております。以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

○**教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第4、「非公開とする審議事項について」意見を伺ひます。日程第5、議案第57号。日程第6、議案第58号。日程第7、議案第59号。日程第12、議案第64号。日程第13、議案第65号及び諸報告 第2の「不登校児童・生徒の状況について」、「第3のいじめの状況について」、第4の「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** 異議なしと認め、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第64号、議案第65号、及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第57号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第5、議案第57号。「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第57号から議案第59号までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第8 議案第60号 上天草市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○**教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第8、議案第60号。「上天草市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○**学務課長（赤瀬耕作君）** 議案書の5ページをお願いいたします。議案第60号、「上天草市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」。上天草市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。平成30年7月20日提出、上天草市教育長 高倉利孝。13ページの「上天草市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要」をご覧ください。改正の理由については、学校給食共同調理場の運営を適正かつ円滑に行うために上天草市学校給食共同調理場設置条例施行規則を整備するもので、改正の主な内容は第6条の運営委員会の構成を改め、また、第11条に新たに専門委員会を設置するものです。10ページの新旧対照表をご覧ください。第6条、運営委員会構成委員を各号のとおり改正するとともに、次ページの第11条に専門委員会を設置しています。なお、第7条で、運営委員会は、教育委員会に諮問に応じ、協議答申することとしています。各学校で開催される専門委員会の協議内容を、必要に応じ、運営委員会で審議し、教育委員会事務局に答申することにより、学校給食調理場の意見を、より反映しやすくするための組織を構成する必要があるため、今回規則を改正するものです。施行日は、公布の日から施行を予定しています。5ページにお戻りください。提案理由につきましては、学校給食共同調理場の運営を適正かつ円滑に行うために上天草市学校給食共同調理場設置条例施行規則を整備する必要がある。なお、教育委員会規則の制定及び改廃については、上天草市

教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。以上、ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。
- 委員（古川佐奈江君） 所長についてお尋ねします。教育長が教育部長になったのだなと思って、所長はどれになられるのですか。所長とは別に校長会会長がなられるのですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） まず考え方としまして、改正前の委員会は専門委員会という形で取り扱いをします。専門委員会の中に以前教育長が入っておりました。これは統合するときに少し構成を考えないと、適正な事務ができないような構成になっており議会で指摘されていた事案でございます。今回このように所長の部分で、改正前の6条の所長は13条の専門委員会の所長にあたります。これは基本的に給食調理場がある学校長が対応するということになると思います。
- 委員（古川佐奈江君） 運営委員会と専門委員会が2つあるのですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） はい。今回2つ設けたということです。
- 委員（古川佐奈江君） どちらにも栄養教諭又は栄養職員が入る。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 運営委員会は市に1つです。専門委員会というのは、各共同調理場に設置されます。必要に応じてこの専門委員会でその内容を審議していただくような形をとっています。それについて教育委員会が答申を受けるということです。
- 委員（古川佐奈江君） だから専門委員会のところが増えたわけですね。運営委員会の見直しがされて、専門委員会が設けられたということですね。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 委員会が新たに設置され、専門委員会を学校に設置するということです。
- 委員（古川佐奈江君） 今までは運営も専門もなくただの委員会だったのですね。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 個別だったということです。それを集中して審議する場所を造ったということです。
- 委員（古川佐奈江君） 分かりました。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮りいたします。議案第60号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第9 議案第61号 上天草市学校給食食物アレルギー対策委員会設置要綱の制定について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第9、議案第61号。「上天草市学校給食食物アレルギー対策委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の14ページをお願いいたします。議案第61号、「上天草市学校給食食物アレルギー対策委員会設置要綱の制定について」。上天草市学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱を次のように制定することとする。平成30年7月20日、上天草市教育長 高倉利孝。17ページの「上天草市学校給食食物アレルギー対策委員会設置要綱(案)の概要」をご覧ください。制定の必要性については、文部科学省及び熊本県教育庁教育指導局

体育保健課長から、教育委員会は学校におけるアレルギー対応についての方向性を明示し、学校関係者、医療関係者等の関係者と定期的に協議の場を設け、具体的なアレルギー対応について、一定の指針を示すよう通知がありました。そのため、上天草市学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱を制定し、対応委員会を設置する必要があります。内容につきましては、第1条では、設置目的について規定する。第2条では、所掌事務について規定する。第3条では組織について規定する。第4条では、任期について規定する。第5条では、委員長及び副委員長について規定する。第6条では、会議について規定する。第7条では、庶務について規定する。施行日は、公布の日からを予定しています。14ページにお戻りください。提案理由につきましては、文部科学省及び熊本県教育庁教育指導局体育保健課長より、教育委員会は学校におけるアレルギー対応についての方向性を明示し、学校関係者、医療関係者等の関係者と定期的に協議の場を設け、具体的なアレルギー対応について、一定の指針を示すよう通知がありました。そのため、上天草市学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱を制定し、対応委員会を設置する必要があります。なお、教育委員会規則の制定及び改廃については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。以上、ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、お諮りいたします。議案第61号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第10 議案第62号 上天草市通学路交通安全推進会議設置要綱の制定について

○**教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第10、議案第62号。「上天草市通学路交通安全推進会議設置要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○**学務課長（赤瀬耕作君）** 議案書の18ページをお願いいたします。議案第62号、「上天草市通学路交通安全推進会議設置要綱の制定について」。上天草市通学路交通安全推進会議設置要綱を次のように制定することとする。平成30年7月20日、上天草市教育長 高倉利孝。21ページの「上天草市通学路交通安全推進会議設置要綱（案）の概要」をご覧ください。制定の必要性については、児童生徒等が安全に通学できる通学路の確保のため関係機関が連携し、継続的に交通安全対策を実施するため、通学路の交通安全確保に関する取組の方針の実現に向けた検討を行うことを目的として、上天草市通学路交通安全推進会議を設置する必要があります。内容については、第1条では、設置目的について規定する。第2条では、定義について規定する。第3条では、所掌事務について規定する。第4条では、組織について規定する。第5条では、任期について規定する。第6条では、会長及び副会長について規定する。第7条では、会議について規定する。第8条では、庶務について規定する。施行日については、公布の日から施行する予定でございます。18ページにお戻りください。提案理由につきましては、児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため関係機関が連携し、継続的に交通安全対策を実施するため、通学路の交通安全確保に関する取組の方針の実現に向けた検討を行うことを目的として、上天草市通学路交通安全推進会議を設置する必要があります。また、教育委員会規則その他教育委員会の定める規定を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対す

る事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。以上、ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。
- 委員（山下勝一君） 22ページに安全プログラム案というのがあるのですけれど、これは説明資料として入れられているのかなと思うのですけれど。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 22ページに委員会の役割ということで、プログラムの概要を説明するための資料を添付しております。内容を説明させていただきます。この交通安全プログラムというのは、元々が緊急点検ということで、平成24年から各学校で警察とか保護者とか地域、あと土木事務所とか道路の担当部局と連携しながら通学路の交通安全を確保するためにということで始まっています。それが平成26年に具体的に交通安全プログラムを作成しなさいということで通知があっておりました。実際は建設部局の方で対応していたところで、ちょっとそこがうまく運用されていない部分が指摘されまして教育委員会が新たに担当課としてプログラムを作成するというので現在対応しております。基本的にはこの交通安全プログラムという案を策定いたします。それを推進会議に諮ってその中で合同点検を必要な個所を選定していただいて合同点検を実施します。その合同点検が終わりましたら、その中で対策について協議を会議の中でします。それを持ち帰って各道路管理部局あたりが対策を実施していただくような形になります。その後で学校等に聞き取りを行ってその効果を把握していくような形でこのPDCAサイクルを回していくような形になります。学校の役割としては、真ん中の右囲みですけれども、今現在危険個所の点検把握を行っていただいております。これを私どもが各学校の交通安全プログラムに活用させていただいたところで、推進会議に諮っていきたいと考えております。この前の会議において既に内容については説明して、今実際に行っているところです。この合同点検の体制というのは教育委員会、学校長、保護者、道路管理者、警察が参加して点検を行います。あと検討につきましては、ハード面の整備とか警察と連携してソフト面の対策についてもございますので、その後、対応していくような形になると思います。効果の把握につきましては、先ほど言いましたけれども学校への聞き取り等によって状況を把握しながらまた改善につなげていくような形をとっていきます。主な内容は、プログラムを策定してこのプログラムについて推進会議で色々な動きを決定していただくような会議になっております。説明については以上です。
- 教育長（高倉利孝君） 他に質疑はございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮りいたします。議案第62号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第11 議案第63号 上天草市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第11、議案第63号。「上天草市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の23ページをお願いいたします。議案第63号、「上天草市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について」。上天草市いじめ問題対策連絡協議

会等設置規則第4条及び第5条の規定に基づき、上天草市いじめ問題対策連絡協議会委員を次のとおり解嘱及び委嘱することとする。平成30年7月20日提出、上天草市教育長 高倉利孝。解嘱する者及び委嘱する者は記載のとおりです。任期は、平成30年7月27日から平成31年7月30日まで、前任者の残任期間としています。上天草市いじめ問題対策連絡協議会はいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るため設置するもので、連絡協議会委員は15人以内で組織し、学識経験者、医療・福祉団体及び保護者団体を代表する者、国又は県の行政機関の職員、教育委員会事務局及び上天草市立小・中学校の職員で構成されています。提案理由については、各種団体等の人事異動に伴い、上天草市いじめ問題対策連絡協議会委員を解嘱及び委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。以上、ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。
- 委員（古川佐奈江君） 任期が7月27日というのが気になるのですけれど。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 27日にいじめ問題対策連絡協議会の会議を開催いたします。そこまでは前委員で、委嘱をその開催日から前任の期間とさせていただきます。
- 委員（古川佐奈江君） 会議の開催に合わせて27日にされたということですね。
- 学務課長（赤瀬耕作君） はい。
- 教育長（高倉利孝君） 他に質疑はございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮りいたします。議案第63号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第12 議案第64号 就学する学校の変更承認について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第12、議案第64号。「就学する学校の変更承認について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第64号から議案第65号までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第14 諸報告

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第14、「諸報告」に入らせていただきます。まず、報告第1、「8月の行事予定について」の説明をお願いします。
- 教育審議員（田崎正明君） 資料の26、27ページをご覧ください。8月の行事予定についてかいつまんでご説明させていただきます。6日、月曜日が市内の初任者研修。7名の先生方の研修を市の方でしたいと思っております。その日から社会教育関係で高校女子バレーの夏合宿が10日まで開催されます。飛びまして13日から15日、本年度より実施いたします学校閉庁日ということで3日間の学校閉庁を行います。17日、金曜日が天草郡市の人権教育研究大会が天草市民センターで行われます。21日火曜日が教育委員会議、10時から松島庁舎。飛びまして、25日土曜日が上天草市の童話発表会8時45分からアロマとなっております。

28日火曜日、第1回就学指導委員会が13時30分から松島庁舎で行われます。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。ただいまの報告について、なにか質疑はございませんか。

○教育部長（中文近君） 日程の件で報告しておきます。8月3日のサッカー大会ですが、参加校が16チーム、県外から6チーム参加、16チーム中6チームが宿泊予定だそうです。それから今回は、島原市、長崎の方から3チーム参加されますけれどもシャトル船を活用して来ていただくということで今計画をしております。これは企画政策課の方がシャトル船の運用補助を使ってやっています。いろんなイベントとかに活用してくれということでその事業の一環として今回シャトル船を運航するというようにしております。区間は長崎の島原市から合津港まで、行き帰りですね。

○委員（松本修吾君） すいません、シャトル船とはどういうものですか。

○教育部長（中文近君） 単発での運行ですね。ですから貸切船みたいなものです。

○委員（松本修吾君） 分かりました。

○教育部長（中文近君） 船は湯島商船のです。女子バレーの合宿ですがこれには20校が参加するというので8日に樋合海水浴場で交流会を開催します。それには14校が参加するというようになっております。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第5、「上天草市学校給食における食物アレルギー対応方針の策定について」説明をお願いします。

○学務課長（赤瀬耕作君） 別添の資料で「上天草市学校給食における食物アレルギー対応方針」を載せております。この方針については先ほどの設置要綱でご説明いたしましたが、文部科学省と県教育委員会から「教育委員会は学校におけるアレルギー対応についての方向性を明示し」という部分がございます、これに基づいて私どもの方も方針案を策定しているものです。上天草市学校給食における食物アレルギー対応方針の策定については、平成27年3月に文部科学省から「学校給食における食物アレルギー対応指針」が作成され、さらに平成28年3月に熊本県教育委員会から「学校におけるアレルギー疾患対応手引き」が作成されました。これを受け、本市においても、文部科学省と熊本県教育委員会の指針に基づいた、対応方針を定める必要があることから、今回、新たに「上天草市学校給食における食物アレルギー対応方針」を策定するものです。本方針の構成は、上天草市学校給食における食物アレルギー対応の基本方針、学校給食における食物アレルギー対応の留意事項、食物アレルギー対応給食の実施基準、食物アレルギー対応委員会、対象児童生徒の決定、学校職員の役割、安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方、緊急時の対応及び学校生活での留意点の9項目で構成しています。

「上天草市学校給食における食物アレルギー対応の基本方針について」は、食物アレルギーのある児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめる環境を整えること。安全を最優先した食物アレルギー対応を目指すこと。食物アレルギーやアナフィラキシーを正しく理解し、組織的に取り組むことにより、食物アレルギー発生の未然防止に努めること。医師の診断と指示をもとに対応を決定し、身体への危険性が高いと判断される場合は、原因物質の完全除去対応を原則とすること。調理場の能力や環境から、安全性に問題があると判断される場合は、保護者に代替食の持参を求めることを記載しています。「学校給食における食物アレルギー対応の留意事項について」は、安全性を最優先すること。二者択一の給食提供を原則とすること。除去食の提供の決定、完全除去食とした場合の児童生徒及び保護者への配慮、教職員の理解、保護者との連携について記載しています。「食物アレルギー対応給食の実施基準について」は、対

象児童生徒、レベルの決定、学校給食における対応方法を記載しています。「食物アレルギー対応委員会について」は、上天草市学校給食食物アレルギー対応委員会の役割及び校内食物アレルギー対応委員会の役割等を記載しています。「対象児童生徒の決定について」は、申請、保護者への面談、対応決定と周知について記載しています。「学校職員の役割について」は、校長、教頭、担任、養護教諭、栄養教諭、給食技師等及び学校医等の役割について記載しています。

「安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方について」は、使用する食物等の検討、調味料、だし、添加物の取扱い、調理等の工夫、調理名、使用食品の明確化、弁当対応の考慮対象について記載しています。「緊急時の対応について」は、事故発生時の対応、医療機関・消防機関等との連携について記載しています。最後に、「学校生活での留意点について」は、遠足、校外学習、調理実習等の教育活動、体育、部活動等運動を伴う活動、教材教具等の配慮について記載しています。今後は、本方針に基づき、学校給食における食物アレルギー対応を図ることにより、児童生徒の安心安全な学校給食の提供を行ってまいりたいと思います。

- 教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。
- 委員（松本修吾君）** 現状でも結構、学校の方で把握なさっている部分もありますよね。ちゃんとした形にするということですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 基本的には、これが学校から診断とかそういったものを全部そろえたところでその対応を学校長と栄養教諭、給食技師等が協議をしながら現況やっているところなのですけれども、そこで学校給食自体もいろいろ各調理場で衛生管理の難しいところがあったり、いろいろ現況があったりするのですけれども、そここのところの判断を小さい範囲でやっている状況ですから、もう少し安全確保をするために専門、専門員を入れたところで審議するという形をとりたいということですよ。
- 教育長（高倉利孝君）** 他に質疑はございませんか。
- 委員（山下勝一君）** 2ページの「(4)」完全除去食とした場合の児童生徒及び保護者への配慮という文言で書いてあるのですが、内容が今まで提供されていたものが提供されなくなる児童生徒が出る可能性があります、学校給食における食物アレルギー対応全体の安全性の向上という観点から、保護者に丁寧に説明し、理解を得ること。ということで、保護者への配慮はあるのですが児童生徒への配慮というのは、何なのかなと思ひまして。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 今まで提供されていた子がもし今回提供されなくなった場合に、大枠で方針としてもまずは、そういう症状があるからと言って、やはり学校給食はそういう食育も含めて考えているのだからそれを前提に考えなさいと方針で定められているものです。そこでもしもできなかった場合その状況等で、やはり児童にも影響が出ますので先生方はそこを配慮してくださいという意味合いと、保護者の理解も当然入れてくださいという意味合いです。
- 委員（山下勝一君）** 配慮という場合は、たぶんですね今おっしゃったように一つは同じものが食べられないという自分なりの気持ちの問題、そこも配慮しますということなのかなと思ひたのです。ちょっと文章がないのでどうなのかなと思ひました。それと5ページの5、対象児童生徒の決定というところなのですけれども、ここで安全、安心な給食を行うためには、医師の診断や指示、指導等が必要不可欠であることから、食物アレルギー対応が必要な児童生徒については、「学校生活管理指導表及びアレルギー検査結果の写し」の提出を必須としています。また、保護者面談など、さまざまな方法により情報収集を行い、十分な調査を実施したうえで、対象児童生徒別の「食物アレルギー個別取組プラン」を作成し、保護者への説明を行ってください。と書いてあるのですがたぶんですねプランを作るということは、説明だけではなくて同意までいるのじゃないか或いは了承がいるのではないかとちょっと文面的に私たちの事業所なんかでも必ず説明と同意というのが一つのいわゆるセットになっているので、この辺は承認とかは要らないのかなと思ひたのですが。いかがでしょうか。

- 学務課長（赤瀬耕作君） 今回のシステムというか、指針で示される承認を得てくださいという部分は、同意書をいただくということになるのかなと思います。
- 委員（山下勝一君） これはまだ県かどこかから示されたモデル文なのかなと、読みながら思いました。そのあたり文言を確認した方がいいのかなと思いました。もう一つ一番最後ですけど、11ページの9、学校給食での留意点というところで、様々な学校行事の中で、修学旅行や校外活動など宿泊を伴ったり食物を扱ったりする場合は、食物アレルギーを有する児童生徒に影響がないかどうかを事前に確認し対応を検討します。影響があると考えられる場合は、校内食物アレルギー対応委員会等で協議します。とあって、(1)教育活動のところに、食物を取り扱う教育活動の中で、食物アレルギーを有する児童生徒に影響がないかを事前に確認し対応を検討します。学級担任や教科担任は、調理実習の内容、使用材料を保護者に伝えます。保護者は、アレルゲンを含む食材が使われないかを確認し、食物アレルギーの発症防止に務めます。また、遠足等においては、弁当や菓子類の交換にも注意してください。と書いてあるのですけれど、例えば保護者に確認をしてもらう前に事前に対応を検討しますってことなのですよ。この検討するのは、対応委員会で検討されるのですか。事前に確認し対応を行いますそして保護者にも確認を行いますということですかね。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 基本的には、学級担任と教科担任と栄養教諭の中で検討します。問題が発生する場合は保護者さんにも当然説明をしておく必要があるのと同時に子どもにも説明しておく必要があります。
- 委員（山下勝一君） 対応委員会とかではなく、現場の人たちだけで事前という話でいいのですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） これについては、そうです。
- 教育長（高倉利孝君） 他に質疑はございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） 次に、報告第6、「平成30年度第1回社会教育委員会議の報告について」説明をお願いします。
- 社会教育課長（木本昌亮君） 資料の28ページ、29ページをお願いします。平成30年度第1回上天草市社会教育委員会議の結果について、ご報告いたします。6月27日午後1時30分から、市役所松島庁舎3階大会議室で、委員10名全員の出席により開催されました。今回は、改選後の第1回の会議ということで、辞令交付の後、議長、副議長の選出に移り委員の互選により行われ、田中道範委員長、成田照美副委員長が選出されました。議事につきましては、「社会教育委員について」、「平成30年度事業及び予算について」が審議されました。主な質疑・意見等につきましては、社会教育委員については、委員の中から、「社会教育法等の改正により、地域と学校の連携を盛んに聞きますが、地域や学校を盛り上げる活動をされていますか。」と他の委員に問いかけがあり、「社会教育委員としてではなく、婦人会員として2分の1成人式など様々な学校行事等の活動に参加していることや、社会教育委員として活動するのも一つと思うが、色分けするのではなく地域に根差した活動などを通じて、その結果として皆さん社会教育委員をされていると思う。」など活発な意見等がありました。平成30年度事業及び予算については、「地域学校協働活動の会議に、委員長はじめ委員も会議等に参加できるようにできないか。」との質疑があり、「委員皆さん、それぞれの立場で地域に活動貢献されていますので、社会教育委員としての活動が負担とならないように、それぞれの立場で社会教育の事業に関しご意見を頂ければありがたい。」と答弁を行ったところです。その他事務局から、複合施設の図書館建設に関し、検討委員会での進捗状況の報告、及び社会教育課の行事予定などの連絡を行いました。以上、報告いたします。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、

なにか質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** 次に、報告第7。後援等名義使用承認の報告について説明をお願いします。

○**学務課長（赤瀬耕作君）** 資料の30ページをお願いします。後援等の報告についてご説明いたします。学務課においては、平成30年度天草郡市小中学校夏期研修会他、3件の名義後援を承認しています。「平成30年度天草郡市小中学校夏期研修会」については、趣旨、郡市小中学校校長の自主研修会で、特色ある教育課程及び学校経営上の諸問題についての研究協議をとおして、校長としての力量を高め、時代を拓く学校経営の充実に資することを目的とし、実践発表やグループ協議等が行われる。上天草市からは、龍ヶ岳中学校の池崎校長が実践発表されます。期間は、平成30年7月25日（水）午前9時半から午後4時分まで。場所は、天草教育会館及び志柿地区コミュニティセンター。主催者は、熊本県天草教育事務所、天草市教育委員会、苓北町教育委員会が実施します。参加者は、郡市小中学校校長が参加されます。「夏休み特別企画 子どもキャスター」については、趣旨は、身近にある放送局の取り組みを知ってもらい、将来のビジョンへとつながる体験環境の提供と、夏休みの字通研究の一環として、また、チャレンジ精神、コミュニケーション能力の向上、自己アピール力を高める場としてご活用いただくことを目的とし、みつばちラジオ開局に伴う、ラジオパーソナリティー体験を行う。期間は、平成30年7月21日（土）の10時から8月26日（日）の12時まで。場所は、天草ケーブルネットワーク株式会社社屋2Fスタジオ。主催者は、天草ケーブルネットワーク株式会社が実施します。参加者は、小学校5年生から6年生が参加される。31ページの「2018年 あまくさっ子んくーる」については、趣旨は、「ごみのない天草づくり」をテーマとしたポスターの募集を行います。期間は、平成30年7月から募集を開始します。場所は、天草島内公共施設等。主催者は、NPO法人美しい天草づくりネットワークが実施します。参加者は、天草郡市内小中学校の児童生徒が対象です。「平成30年度天草郡市学校給食研究協議大会」については、趣旨は、心身ともに健全な児童生徒の育成をめざす学校給食の直面する諸問題について研究、協議を行い、研修を深めて、今後の学校給食の改善・向上に資することを目的とし、学校給食に実施に関する研究発表や協議等が行われます。期間は、平成30年8月2日の午前10時から午後3時半まで。場所は、天草市民センター。主催者は、天草郡市学校給食会が実施します。参加者は、教職員、給食調理場職員、保護者等予定しています。以上で、報告を終わります。

○**社会教育課長（木本昌亮君）** 資料32ページをご覧ください。1つ目の行事名は、第63回熊本母親大会で、命を生みだす母親は、命を育み、命を守ることをのぞみますのローガンのもと、それぞれの運動に携わった女性たちの話の場とすることを目的に、平成30年9月9日（日）午前10時から午後3時30分まで、森都心プラザホール九州中央リハビリテーション学院で開催されます。主催者は、熊本母親大会実行委員会で、参加者は400人を予定されており、参加費の資料代800円の残金は、災害支援としてカンパの予定です。承諾日は、6月12日でございます。2つ目の行事名は、第17回ふれあい広場で、子どもたちを取り巻く社会環境が変化中、子どもたちが「遊びの楽しさ」「自然の中で身体を動かすことの大切さ」「話すことの大切さ」を実感し、体験活動を通して創造性を養い、地域のお年寄りとの交流の中で上天草市の再認識と強調性を養うことを目的に、平成30年8月26日（日）9時30分から12時まで、大矢野老人福祉センターで開催されます。主催者は上天草市社会福祉協議会で、参加者は子ども100人、大人100人、計200人を予定されており、参加料は無料ですが、軽食・飲食コーナーで一部有料となります。承諾日は、6月26日でございます。以上報告いたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、
なにか質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 以上で予定された諸報告は終わりましたが、その他、事務局からの追加報告等はありませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって平成30年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前11時25分